

一部支給手当額の算出方法（令和8年4月から）

一部支給とは、所得制限限度額表で本人所得が全部支給の限度額以上であるが、一部支給の限度額未満である場合です。

児童1人のとき

$$\text{一部支給手当額} = 48,040\text{円} - (X - Y) \times \text{係数①} (0.0264029)$$

X = 所得額

Y = 全部支給所得制限限度額（例えば扶養1人であれば107万円（所得））

(X - Y) × 係数①の部分は10円未満四捨五入

よって、一部支給手当額は48,040円から11,340円まで10円単位で細かく設定されます。
なお、この式で出した金額は児童1人の額であり、対象児童が2人以上の場合は、下記算出方法にもとづき、手当額が加算されます。

児童2人目以降の加算額(1人につき)

$$\text{2人目以降の加算額} = 11,340\text{円} - (X - Y) \times \text{係数②} (0.0040719)$$

X = 所得額

Y = 全部支給所得制限限度額（例えば扶養1人であれば107万円（所得））

(X - Y) × 係数②の部分は10円未満四捨五入